

財関第1222号
平成24年11月15日

(各) 稅関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 稲垣 光隆

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成23年法律第7号）の一部の施行に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）及び税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を下記のとおり改正し、平成25年1月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式C第1040号—2の次に第1040号—3として別紙2-1のように、税関様式C第1045号—2の次に第1045号—3として別紙2-2のように、それぞれ加える。

（II 記載要領及び留意事項の一部改正）

別紙2-3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。